

司法試験・予備試験短答過去問題集

刑法①セレクション

総論 第3章 違法性まで

- ・ 解答ページの右上の問題番号（KH0000）に解説の YouTube 動画のリンクが貼っていますので活用ください。
- ・ 勉強部屋の [YouTube のチャンネル登録](#)のご協力をお願いします。
- ・ データの加工はあくまで個人利用の範囲でお願いします。



飯田さんの司法試験・予備試験の勉強部屋

[\(HPはこちらから\)](#)

刑罰論に関する次の各【見解】についての後記1から5までの各【記述】のうち、誤っているものを2個選びなさい。

【見 解】

- A. 刑罰の目的は、行為者が将来再び犯罪を行うのを予防することにある。
- B. 刑罰の目的は、刑罰による威嚇を通して一般人が犯罪を行うのを予防することにある。
- C. 刑罰は、犯罪を行った者が果たさなければならないしよく罪である。
- D. 刑罰の目的は、処罰により行為者の行為が犯罪であると公的に確認され、これを通して一般人が犯罪を行うのを予防することにある。

【記 述】

- 1. Aの見解に対しては、軽微な犯罪を行った者であっても、その更生に必要であれば、長期の拘禁刑を科すことが正当化されるおそれがあるとの批判が可能である。
- 2. Bの見解に対しては、刑罰は重ければ重いほどよいという考え方に陥るおそれがあるとの批判が可能である。
- 3. Cの見解は、軽微な犯罪を行った者であっても、一般予防の必要性が高いときはその刑を重くしなければならないとの考え方に親和的である。
- 4. Cの見解に対しては、犯罪を行った者に対し、その処罰を猶予する余地がなくなるとの批判が可能である。
- 5. Dの見解は、自由意思の存在を認めない決定論を前提として初めて成り立つものである。

刑罰論に関する次の各【見解】についての後記1から5までの各【記述】のうち、誤っているものを2個選びなさい。

【見解】

- A. 刑罰の目的は、行為者が将来再び犯罪を行うのを予防することにある。
- B. 刑罰の目的は、刑罰による威嚇を通して一般人が犯罪を行うのを予防することにある。
- C. 刑罰は、犯罪を行った者が果たさなければならないしよく罪である。
- D. 刑罰の目的は、処罰により行為者の行為が犯罪であると公的に確認され、これを通して一般人が犯罪を行うのを予防することにある。

【記述】

- 1. Aの見解に対しては、軽微な犯罪を行った者であっても、その更生に必要であれば、長期の拘禁刑を科すことが正当化されるおそれがあるとの批判が可能である。
- 2. Bの見解に対しては、刑罰は重ければ重いほどよいという考え方に陥るおそれがあるとの批判が可能である。
- 3. Cの見解は、軽微な犯罪を行った者であっても、一般予防の必要性が高いときはその刑を重くしなければならないとの考え方に親和的である。
- 4. Cの見解に対しては、犯罪を行った者に対し、その処罰を猶予する余地がなくなるとの批判が可能である。
- 5. Dの見解は、自由意思の存在を認めない決定論を前提として初めて成り立つものである。

罪刑法定主義に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

- ア. 犯罪と刑罰は、「法律」によって定められていなければならない、この「法律」には、法律の委任を受けた政令、条例及び慣習法が含まれる。
- イ. 行為の時に適法であった行為を、その後の法律によって遡って犯罪とすることは、許されない。
- ウ. ある刑罰法規につき、条文の文言を、語義の可能な範囲内で通常の意味よりも広げて解釈することは、許されない。
- エ. 刑の長期と短期を定めて言い渡し、現実の執行期間をその範囲内において執行機関の裁量に委ねることは、許されない。
- オ. ある刑罰法規が、犯罪に比べて著しく均衡を失する重い刑罰を規定している場合、当該刑罰法規は違憲である。

1. アイ 2. アウ 3. イオ 4. ウエ 5. ウオ

○ 罪刑法定主義に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

- × ア. 犯罪と刑罰は、「法律」によって定められていなければならない、この「法律」には、法律の委任を受けた政令、条例及び慣習法が含まれる。
- イ. 行為の時に適法であった行為を、その後の法律によって遡って犯罪とすることは、許されない。
- × ウ. ある刑罰法規につき、条文の文言を、語義の可能な範囲内で通常の意味よりも広げて解釈することは、許されない。
- × エ. 刑の長期と短期を定めて言い渡し、現実の執行期間をその範囲内において執行機関の裁量に委ねることは、許されない。
- オ. ある刑罰法規が、犯罪に比べて著しく均衡を失する重い刑罰を規定している場合、当該刑罰法規は違憲である。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ オ 4. ウ エ 5. ウ オ

結果的加重犯について、学生A及びBが次の【会話】のとおり議論している。【会話】中の①から⑧までの（ ）内に後記アからスまでの【語句群】の中から適切なものを選んだ場合、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。なお、①から⑧までの（ ）内にはそれぞれ異なる語句が入る。

【会話】

学生A. 結果的加重犯について、判例は、基本犯と加重結果との間に（①）があれば足りるとしていると思われていますね。

学生B. 判例の立場は（②）の点から疑問があります。私は、加重結果の発生について行為者に（③）がなければ、結果的加重犯の成立を認めることは許されないと考えます。

学生A. 確かに、判例が求めている（①）を単なる（④）と解するのであれば、（②）の点から問題だと思いますが、私は（①）の有無については（⑤）が認められるか否かを基準に考えますので、（②）の点も問題ないと考えます。ところで、あなたのように加重結果の発生について行為者に（③）を要求するのであれば、加重結果の（⑥）があることが必要となりますが、誰を基準にそれを考えるのですか。

学生B. （⑥）は（⑦）の前提要件であることから客観的に判断すべきであり、それゆえ、（⑧）を基準にすべきと考えます。

学生A. そうすると、私の見解でも、（⑤）の有無の判断の基礎となる事情の一つとして、行為の時点において（⑧）が認識可能であった事情を考慮するので、あなたの見解と変わりはないのではないですか。

【語句群】

ア. 故意 イ. 過失 ウ. 注意義務 エ. 期待可能性
オ. 予見可能性 カ. 一般人 キ. 行為者 ク. 因果関係
ケ. 条件関係 コ. 実行行為性 サ. 相当因果関係 シ. 責任主義
ス. 法益保護主義

1. ①ク ⑤コ 2. ②ス ④ケ 3. ②シ ⑦ア 4. ③イ ⑧カ 5. ⑤サ ⑥エ

結果的加重犯について、学生A及びBが次の【会話】のとおり議論している。【会話】中の①から⑧までの（ ）内に後記アからスまでの【語句群】の中から適切なものを選んだ場合、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。なお、①から⑧までの（ ）内にはそれぞれ異なる語句が入る。

【会話】

学生A. 結果的加重犯について、判例は、基本犯と加重結果との間に(①)があれば足りるとしていると解されていますね。

学生B. 判例の立場は(②)の点から疑問があります。私は、加重結果の発生について行為者に(③)がなければ、結果的加重犯の成立を認めることは許されないと考えます。

学生A. 確かに、判例が求めている(①)を単なる(④)と解するのであれば、(②)の点から問題だと思えますが、私は(①)の有無については(⑤)が認められるか否かを基準に考えますので、(②)の点も問題ないと考えます。ところで、あなたのように加重結果の発生について行為者に(③)を要求するのであれば、加重結果の(⑥)があることが必要となりますが、誰を基準にそれを考えるのですか。

学生B. (⑥)は(⑦)の前提要件であることから客観的に判断すべきであり、それゆえ、(⑧)を基準にすべきと考えます。

学生A. そうすると、私の見解でも、(⑤)の有無の判断の基礎となる事情の一つとして、行為の時点において(⑧)が認識可能であった事情を考慮するので、あなたの見解と変わりはないのではないですか。

【語句群】

- ア. 故意 イ. 過失 ウ. 注意義務 エ. 期待可能性
 オ. 予見可能性 カ. 一般人 キ. 行為者 ク. 因果関係
 ケ. 条件関係 コ. 実行行為性 サ. 相当因果関係 シ. 責任主義
 ス. 法益保護主義

1. ①ク ⑤コ 2. ②ス ④ケ 3. ②シ ⑦ア 4. ③イ ⑧カ 5. ⑤サ ⑥エ

次の【事例】における甲の罪責について、判例の立場に従って検討した場合、正しいものは、後記1から5までのうちどれか。

【事例】

甲は、バーの経営者Aから現金を強取しようと考え、12歳の長男乙に、「Aのバーに行ってお金をとってきて。覆面を付けて、『金だ。』とか言ってモデルガンを見せなさい。」と言いつけさせた。乙は、当初警察に捕まることを恐れて嫌がっていたが、結局小遣い欲しさから承諾し、甲から覆面とモデルガンを受け取った。

乙は、Aのバーまで行き、甲から指示された方法に従って、覆面を付けモデルガンを拳銃のように見せ掛け、Aを脅迫してその反抗を抑圧した。さらに、乙は、自己の判断により、外から人が来ないようにするためバーの出入口ドアの鍵を掛け、Aを店内のトイレに閉じ込めた。その後、乙は、レジ内の現金を強取し、外に出ようとしたところ、トイレから脱出して乙に向かってきたAから腕をつかまれたため、これを激しく振り払った。その結果、Aは転倒して負傷した。乙は、逃走して自宅に戻り、強取した現金を全て甲に渡した。甲はその現金の中から乙に小遣いを与え、その余を生活費等に費消した。

1. 強盗致傷罪の教唆犯が成立する。
2. 強盗罪の間接正犯が成立する。
3. 強盗致傷罪の間接正犯が成立する。
4. 強盗罪の共同正犯が成立する。
5. 強盗致傷罪の共同正犯が成立する。

次の【事例】における甲の罪責について、判例の立場に従って検討した場合、正しいものは、後記1から5までのうちどれか。

【事例】

甲は、バーの経営者Aから現金を強取しようと考え、12歳の長男乙に、「Aのバーに行ってお金をとってきて。覆面を付けて、『金だ。』とか言ってモデルガンを見せなさい。」と言いつかせた。乙は、当初警察に捕まることを恐れて嫌がっていたが、結局小遣い欲しさから承諾し、甲から覆面とモデルガンを受け取った。

乙は、Aのバーまで行き、甲から指示された方法に従って、覆面を付けモデルガンを拳銃のように見せ掛け、Aを脅迫してその反抗を抑圧した。さらに、乙は、自己の判断により、外から人が来ないようにするためバーの出入口ドアの鍵を掛け、Aを店内のトイレに閉じ込めた。その後、乙は、レジ内の現金を強取し、外に出ようとしたところ、トイレから脱出して乙に向かってきたAから腕をつかまれたため、これを激しく振り払った。その結果、Aは転倒して負傷した。乙は、逃走して自宅に戻り、強取した現金を全て甲に渡した。甲はその現金の中から乙に小遣いを与え、その余を生活費等に費消した。

1. 強盗致傷罪の教唆犯が成立する。
2. 強盗罪の間接正犯が成立する。
3. 強盗致傷罪の間接正犯が成立する。
4. 強盗罪の共同正犯が成立する。
5. 強盗致傷罪の共同正犯が成立する。

次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。

1. 甲は、Xに対し、暴行や脅迫を用いて、自殺するように執拗に要求し、要求に応じて崖から海に飛び込んで自殺するしかないとの精神状態に陥らせた上で、Xを崖から海に飛び込ませて死亡させた。この場合、甲に、Xに対する殺人罪は成立しない。
2. 甲は、追死する意思がないのにあるように装い、その旨誤信したXに心中を決意させた上で、毒物を渡し、それを飲み込ませて死亡させた。この場合、甲に、Xに対する殺人罪は成立しない。
3. 甲は、財物を奪取するために、当該財物の占有者Xに対し、反抗を抑圧するに足りる程度の暴行や脅迫を用いて、当該財物を差し出すしかないとの精神状態に陥らせた上で、当該財物を差し出させた。この場合、甲に、Xに対する強盗罪は成立せず、窃盗罪の間接正犯が成立する。
4. 甲は、日頃から暴行を加えて自己の意のままに従わせて万引きをさせていた満12歳の実子Xに対し、これまでと同様に万引きを命じて実行させた。この場合、Xが是非善悪の判断能力を有する者であれば、甲に、窃盗罪の間接正犯は成立せず、Xとの間で同罪の共同正犯が成立する。
5. 甲は、Xが管理する工事現場に保管されている同人所有の機械を、同人に成り済まして、甲をXであると誤信した中古機械買取業者Yに売却し、同人に同機械を同所から搬出させた。この場合、甲に、Xに対する窃盗罪の間接正犯が成立する。

○ 次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。

- X 1. 甲は、Xに対し、暴行や脅迫を用いて、自殺するように執拗に要求し、要求に応じて崖から海に飛び込んで自殺するしかないとの精神状態に陥らせた上で、Xを崖から海に飛び込ませて死亡させた。この場合、甲に、Xに対する殺人罪は成立しない。
- X 2. 甲は、追死する意思がないのにあるように装い、その旨誤信したXに心中を決意させた上で、毒物を渡し、それを飲み込ませて死亡させた。この場合、甲に、Xに対する殺人罪は成立しない。
- X 3. 甲は、財物を奪取するために、当該財物の占有者Xに対し、反抗を抑圧するに足りる程度の暴行や脅迫を用いて、当該財物を差し出すしかないとの精神状態に陥らせた上で、当該財物を差し出させた。この場合、甲に、Xに対する強盗罪は成立せず、窃盗罪の間接正犯が成立する。
- X 4. 甲は、日頃から暴行を加えて自己の意のままに従わせて万引きをさせていた満12歳の実子Xに対し、これまでと同様に万引きを命じて実行させた。この場合、Xが是非善悪の判断能力を有する者であれば、甲に、窃盗罪の間接正犯は成立せず、Xとの間で同罪の共同正犯が成立する。
- 5. 甲は、Xが管理する工事現場に保管されている同人所有の機械を、同人に成り済まして、甲をXであると誤信した中古機械買取業者Yに売却し、同人に同機械を同所から搬出させた。この場合、甲に、Xに対する窃盗罪の間接正犯が成立する。

学生A, B及びCは, 不真正不作為犯の作為義務違反に関して次の【会話】のとおり検討している。【会話】中の①から⑤までの()内から適切な語句を選んだ場合, 正しいものの組合せは, 後記1から5までのうちどれか。ただし, 【会話】中の「法律上の防止義務」とは, 法令, 法律行為, 条理等に基づき法益侵害を防止する法的義務をいい, また, いずれの事例も結果回避は容易であったとする。

【会話】

学生A. 「甲は, 人通りの多い市街地で自動車を運転していた際, 誤って乙を跳ねて重傷を負わせたが, 怖くなったことから, 乙を放置したまま逃走したところ, 乙が死亡した。」という事例において, 殺人罪の成否に関し, 不真正不作為犯の作為義務を検討してみよう。私は, 不真正不作為犯の作為義務違反は, 法律上の防止義務を負う者が, 法益侵害への因果関係を具体的・現実的に支配している状況下で防止措置を採らなかった場合に認められると考えるので, 甲には作為義務違反が① (a. 認められる・b. 認められない) ことになる。

学生B. 私は, 不真正不作為犯の作為義務違反は, 法律上の防止義務を負う者が, 既に発生している法益侵害の危険を利用する意思で防止措置を採らなかった場合に認められると考えるので, この事例では, 甲には作為義務違反が② (a. 認められる・b. 認められない) ことになる。

学生C. 私は, 不真正不作為犯の作為義務違反は, 法益侵害に向かう因果の流れを自ら設定した者が, その法益侵害の防止措置を採らなかった場合に認められると考えるので, この事例では, 甲には作為義務違反が③ (a. 認められる・b. 認められない) ことになる。

学生A. 次に, 「一人暮らしをしている丙は, 自宅に遊びに来ていた丁が帰った後, 丁のたばこの火の不始末でカーテンが燃えているのに気付いたが, 家に掛けてある火災保険の保険金を手に入れようと考え, そのまま放置して外出したところ, カーテンの火が燃え移って家が全焼した。」という事例において, 非現住建造物等放火罪の成否に関し, 不真正不作為犯の作為義務を検討してみよう。C君の立場からだと, 丙には作為義務違反が④ (a. 認められる・b. 認められない) ことになるよね。

学生B. 先ほど話した私の立場からは, 今の事例では, 丙には作為義務違反が⑤ (a. 認められる・b. 認められない) ことになる。

1. ①a ②b ③a ④a ⑤b
2. ①a ②a ③b ④a ⑤b
3. ①b ②a ③a ④b ⑤b
4. ①b ②b ③a ④b ⑤a
5. ①b ②b ③b ④a ⑤a

学生A、B及びCは、不真正不作為犯の作為義務違反に関して次の【会話】のとおり検討している。【会話】中の①から⑤までの()内から適切な語句を選んだ場合、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。ただし、【会話】中の「法律上の防止義務」とは、法令、法律行為、条理等に基づき法益侵害を防止する法的義務をいい、また、いずれの事例も結果回避は容易であったとする。

【会話】

学生A、「甲は、人通りの多い市街地で自動車を運転していた際、誤って乙を跳ねて重傷を負わせたが、怖くなったことから、乙を放置したまま逃走したところ、乙が死亡した。」という事例において、殺人罪の成否に関し、不真正不作為犯の作為義務を検討してみよう。私は、不真正不作為犯の作為義務違反は、法律上の防止義務を負う者が、法益侵害への因果関係を具体的・現実的に支配している状況下で防止措置を採らなかった場合に認められると考えるので、甲には作為義務違反が①(a. 認められる・b. 認められない)ことになる。

学生B、私は、不真正不作為犯の作為義務違反は、法律上の防止義務を負う者が、既に発生している法益侵害の危険を利用する意思で防止措置を採らなかった場合に認められると考えるので、この事例では、甲には作為義務違反が②(a. 認められる・b. 認められない)ことになる。

学生C、私は、不真正不作為犯の作為義務違反は、法益侵害に向かう因果の流れを自ら設定した者が、その法益侵害の防止措置を採らなかった場合に認められると考えるので、この事例では、甲には作為義務違反が③(a. 認められる・b. 認められない)ことになる。

学生A、次に、「一人暮らしをしている丙は、自宅に遊びに来ていた丁が帰った後、丁のたばこの火の不始末でカーテンが燃えているのに気付いたが、家に掛けてある火災保険の保険金を手に入れようと考え、そのまま放置して外出したところ、カーテンの火が燃え移って家が全焼した。」という事例において、非現住建物等放火罪の成否に関し、不真正不作為犯の作為義務を検討してみよう。C君の立場からだと、丙には作為義務違反が④(a. 認められる・b. 認められない)ことになるよね。

学生B、先ほど話した私の立場からは、今の事例では、丙には作為義務違反が⑤(a. 認められる・b. 認められない)ことになる。

1. ①a ②b ③a ④a ⑤b
2. ①a ②a ③b ④a ⑤b
3. ①b ②a ③a ④b ⑤b
4. ①b ②b ③a ④b ⑤a
5. ①b ②b ③b ④a ⑤a

不作為犯に関する次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討した場合、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア. 不作為犯は、結果発生を防止しなければならない義務が法律上の規定に基づくものでない場合であっても、成立する余地がある。

イ. 不作為犯は、死体遺棄罪についても成立する余地がある。

ウ. 不真正不作為犯の故意は、結果の発生を意欲していなくても、認められる余地がある。

エ. 不作為犯は、作為可能性がない場合であっても、成立する余地がある。

オ. 不作為犯の因果関係は、期待された作為に出ているならば結果が発生しなかったことが、合理的な疑いを超える程度に確実であったといえない場合であっても、その可能性さえあれば、認められる余地がある。

1. アイ 2. アウ 3. イエ 4. ウオ 5. エオ

~~X~~ 不作為犯に関する次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討した場合、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

○ ア. 不作為犯は、結果発生を防止しなければならない義務が法律上の規定に基づくものでない場合であっても、成立する余地がある。

○ イ. 不作為犯は、死体遺棄罪についても成立する余地がある。

~~X~~ ○ ウ. 不真正不作為犯の故意は、結果の発生を意欲していなくても、認められる余地がある。

~~X~~ エ. 不作為犯は、作為可能性がない場合であっても、成立する余地がある。

オ. 不作為犯の因果関係は、期待された作為に出ているならば結果が発生しなかったことが、合理的

~~X~~ な疑いを超える程度に確実であったといえない場合であっても、その可能性さえあれば、認められる余地がある。

1./ アイ 2./ アウ 3. イエ 4./ ウオ ⑤ エオ

次の【事例】及び【判旨】に関する後記1から5までの各【記述】のうち、正しいものを2個選びなさい。（問改）

【事例】

甲は、自動車内でVにクロロホルムを吸引させて失神させた上、約2キロメートル離れた港までVを運び、自動車ごと海中に転落させて溺死させようという計画の下、Vにクロロホルムを吸引させた。甲は、Vが動かなくなったので、計画どおりVが失神したものと考え、港に運んで自動車ごと海中に転落させた。Vの遺体の司法解剖の結果、甲の計画とは異なり、Vは溺死ではなく、海中への転落前にクロロホルムの吸引により死亡していたことが判明した。

【判旨】

甲の殺害計画は、クロロホルムを吸引させてVを失神させた上（以下「第1行為」という。）、その失神状態を利用してVを港まで運び、自動車ごと海中に転落させ（以下「第2行為」という。）溺死させるというものであって、第1行為は第2行為を確実にかつ容易に行うために必要不可欠なものであったといえること、第1行為に成功した場合、それ以降の殺害計画を遂行する上で障害となるような特段の事情が存しなかったと認められることや、第1行為と第2行為との間の時間的場所的接性などに照らすと、第1行為は第2行為に密接な行為であり、甲が第1行為を開始した時点で既に殺人に至る客観的な危険性が明らかに認められるから、その時点において殺人罪の実行の着手があったものと解するのが相当である。

【記述】

1. ダンプカーに女性を引きずり込んで数キロメートル離れた人気のない場所まで連れて行き性交しようという計画の下、抵抗する女性をダンプカーに引きずり込んだ上、計画どおり性交したが、引きずり込もうとした段階で加えた暴行により同女が負傷したという事例において強制性交等致傷罪の成立を認める見解は、実行の着手時期に関してこの判旨の考え方と矛盾する。
2. この判旨は、甲がVにクロロホルムを吸引させた場所と殺害計画を実行しようとしていた港との距離が約2キロメートルの距離にあったということを、実行の着手時期を決する上で考慮している。
3. この判旨が第1行為を開始した時点で殺人罪の実行の着手を認めたのは、第1行為自体によってVの死の結果が生じることを甲が認識・認容していたことを前提としている。
4. この判旨の立場に立てば、甲が第1行為によってVが死亡していることに気づき、自動車ごとVを海中に転落させる行為に及ばなかった場合でも、甲に殺人既遂罪が成立する。
5. この判旨の立場に立てば、第1行為を行ってもそれ以降の殺害計画を遂行する上で障害となるような特段の事情が存在していたような場合には、甲に殺人未遂罪と重過失致死罪が成立することになる。

次の【事例】及び【判旨】に関する後記1から5までの各【記述】のうち、正しいものを2個選
びなさい。(問改)

【事例】

甲は、自動車内でVにクロロホルムを吸引させて失神させた上、約2キロメートル離れた港ま
でVを運び、自動車ごと海中に転落させて溺死させようという計画の下、Vにクロロホルムを吸
引させた。甲は、Vが動かなくなったので、計画どおりVが失神したものと考え、港に運んで自
動車ごと海中に転落させた。Vの遺体の司法解剖の結果、甲の計画とは異なり、Vは溺死ではな
く、海中への転落前にクロロホルムの吸引により死亡していたことが判明した。

【判旨】

甲の殺害計画は、クロロホルムを吸引させてVを失神させた上(以下「第1行為」という。)、
その失神状態を利用してVを港まで運び、自動車ごと海中に転落させ(以下「第2行為」とい
う。)、

溺死させるというものであって、第1行為は第2行為を確実かつ容易に行うために必要不可欠な
ものであったといえること、第1行為に成功した場合、それ以降の殺害計画を遂行する上で障害
となるような特段の事情が存在しなかったと認められることや、第1行為と第2行為との間の時間
的場所的接近性などに照らすと、第1行為は第2行為に密接な行為であり、甲が第1行為を開始
した時点で既に殺人に至る客観的な危険性が明らかに認められるから、その時点において殺人罪
の実行の着手があったものと解するのが相当である。

【記述】

1. ダンプカーに女性を引きずり込んで数キロメートル離れた人気のない場所まで連れて行き性
交しようという計画の下、抵抗する女性をダンプカーに引きずり込んだ上、計画どおり性交し
たが、引きずり込もうとした段階で加えた暴行により同女が負傷したという事例において強制性交等
致傷罪の成立を認める見解は、実行の着手時期に関してこの判旨の考え方と矛盾する。
2. この判旨は、甲がVにクロロホルムを吸引させた場所と殺害計画を実行しようとしていた港
との距離が約2キロメートルの距離にあったということ、実行の着手時期を決する上で考慮
している。
3. この判旨が第1行為を開始した時点で殺人罪の実行の着手を認めたのは、第1行為自体によ
ってVの死の結果が生じることを甲が認識・認容していたことを前提としている。
4. この判旨の立場に立てば、甲が第1行為によってVが死亡していることに気づき、自動車ご
とVを海中に転落させる行為に及ばなかった場合でも、甲に殺人既遂罪が成立する。
5. この判旨の立場に立てば、第1行為を行ってもそれ以降の殺害計画を遂行する上で障害とな
るような特段の事情が存在していたような場合には、甲に殺人未遂罪と重過失致死罪が成立す
ることになる。

因果関係に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討し、正しいものを2個選びなさい。

1. 甲が、Vの胸部、腹部及び腰部を殴打したり足蹴りしたりする暴行を加えたところ、それに耐えかねたVは、その場から逃走した際、逃げることに必死の余り、過って路上に転倒し、縁石に頭部を打ち付けたことによって、くも膜下出血により死亡した。この場合、甲の暴行とVの死亡との間には、因果関係がある。
2. 甲が、Vを突き倒し、その胸部を踏み付ける暴行を加え、Vに血胸の傷害を負わせたところ、Vは、Vの胸腔内に貯留した血液を消滅させるため医師が投与した薬剤の影響により、かねてVが罹患していた結核性の病巣が変化して炎症を起こし、同炎症に基づく心機能不全により死亡した。この場合、甲の暴行とVの死亡との間には、因果関係がない。
3. 甲は、自動車を運転中、過って同車をVに衝突させてVを同車の屋根に跳ね上げ、その意識を喪失させたが、Vに気付かないまま同車の運転を続けるうち、同車の助手席に同乗していた乙がVに気づき、走行中の同車の屋根からVを引きずり降ろして路上に転落させた。Vは、頭部打撲傷に基づくくも膜下出血により死亡したところ、同傷害は、自動車と衝突した際に生じたものか、路上に転落した際に生じたものかは不明であった。この場合、甲の衝突行為とVの死亡との間には、因果関係がある。
4. 甲は、狩猟仲間のVを熊と誤認して猟銃弾を1発発射し、Vの大腿部に命中させて大量出血を伴う重傷を負わせた直後、自らの誤射に気づき、苦悶するVを殺害して逃走しようと決意し、更に至近距離からVを目掛けて猟銃弾を1発発射し、Vの胸部に命中させてVを失血により即死させた。Vの大腿部の銃創は放置すると十数分で死亡する程度のものである一方、胸部の銃創はそれ単独で放置すると半日から1日で死亡する程度のものであった。この場合、甲の2発目の発射行為とVの死亡との間には、因果関係がない。
5. 甲は、Vの頭部を多数回殴打する暴行を加えた結果、Vに脳出血を発生させて意識喪失状態に陥らせた上、Vを放置して立ち去った。その後、Vは、甲とは無関係な乙から角材で頭頂部を殴打される暴行を加えられ、死亡するに至った。Vの死因は甲の暴行により形成された脳出血であり、乙の暴行は、既に発生していた脳出血を拡大させ、幾分か死期を早める影響を与えるものであった。この場合、甲の暴行とVの死亡との間には、因果関係がある。

因果関係に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討し、正しいものを2個選びなさい。

1. 甲が、Vの胸部、腹部及び腰部を殴打したり足蹴りしたりする暴行を加えたところ、それに耐えかねたVは、その場から逃走した際、逃げることに必死の余り、過って路上に転倒し、縁石に頭部を打ち付けたことによって、くも膜下出血により死亡した。この場合、甲の暴行とVの死亡との間には、因果関係がある。

2. 甲が、Vを突き倒し、その胸部を踏み付ける暴行を加え、Vに血胸の傷害を負わせたところ、Vは、Vの胸腔内に貯留した血液を消滅させるため医師が投与した薬剤の影響により、かねてVが罹患していた結核性の病巣が変化して炎症を起こし、同炎症に基づく心機能不全により死亡した。この場合、甲の暴行とVの死亡との間には、因果関係がない。

3. 甲は、自動車を運転中、過って同車をVに衝突させてVを同車の屋根に跳ね上げ、その意識を喪失させたが、Vに気付かないまま同車の運転を続けるうち、同車の助手席に同乗していた乙がVに気付き、走行中の同車の屋根からVを引きずり降ろして路上に転落させた。Vは、頭部打撲傷に基づくくも膜下出血により死亡したところ、同傷害は、自動車と衝突した際に生じたものか、路上に転落した際に生じたものかは不明であった。この場合、甲の衝突行為とVの死亡との間には、因果関係がある。

4. 甲は、狩猟仲間のVを熊と誤認して猟銃弾を1発発射し、Vの大腿部に命中させて大量出血を伴う重傷を負わせた直後、自らの誤射に気付き、苦悶するVを殺害して逃走しようと決意し、更に至近距離からVを目掛けて猟銃弾を1発発射し、Vの胸部に命中させてVを失血により即死させた。Vの大腿部の銃創は放置すると十数分で死亡する程度のものである一方、胸部の銃創はそれぞれ単独で放置すると半日から1日で死亡する程度のものであった。この場合、甲の2発目の発射行為とVの死亡との間には、因果関係がない。

5. 甲は、Vの頭部を多数回殴打する暴行を加えた結果、Vに脳出血を発生させて意識喪失状態に陥らせた上、Vを放置して立ち去った。その後、Vは、甲とは無関係な乙から角材で頭頂部を殴打される暴行を加えられ、死亡するに至った。Vの死因は甲の暴行により形成された脳出血であり、乙の暴行は、既に発生していた脳出血を拡大させ、幾分か死期を早める影響を与えるものであった。この場合、甲の暴行とVの死亡との間には、因果関係がある。

次の各【見解】と後記の各【事例】を前提として、後記アからエまでの各【記述】を検討し、正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

【見 解】

- A. 行為当時、客観的に存在した全ての事情及び行為後に生じた事情のうち一般人が予見できた事情を判断の基礎とし、その行為から結果が発生することが相当であると認められる場合に因果関係を肯定する。
- B. 一般人が認識・予見できたであろう事情及び行為者が認識・予見していた事情を判断の基礎とし、その行為から結果が発生することが相当であると認められる場合に因果関係を肯定する。
- C. 行為の危険性が結果へと現実化したといえる場合に因果関係を肯定する。行為の危険性は行為時に存在した全ての事情を基礎として判断する。

【事 例】

- I. 甲は、乙の顔面を手拳で1回殴打した。その殴打は、それだけで一般人に人を死亡させるほどの強さではなかったが、乙はもともと特殊な病気により脳組織が脆弱となっており、その1回の殴打で脳組織が崩壊し、その結果、乙が死亡した。
- II. 甲は、乙の首をナイフで突き刺し、直ちに治療しなければ数時間のうちに死亡するほどの出血を来す傷害を負わせた。乙は、直ちに病院で適切な医療処置を受け、一旦容体が安定したが、その後、医師の指示に従わず安静に努めなかったため、治療の効果が減殺され、前記傷害に基づき死亡した。
- III. 甲は、路上で乙の頭部を激しく殴打し、直ちに治療しなければ1日後には死亡するほどの脳出血を伴う傷害を負わせ、倒れたまま動けない乙を残して立ち去った。そこへたまたま通り掛かった無関係の通行人が、乙の腹部を多数回蹴って、内臓を破裂させ、数時間後に乙は内臓破裂により死亡した。

【記 述】

甲の行為と乙の死亡との間の因果関係については、

- ア. Iの事例で、行為当時、乙は特殊な病気により脳組織が脆弱となっていることを一般人は認識できず、甲も認識していなかった場合、A及びCの見解からは肯定され、Bの見解からは否定される。
- イ. Iの事例で、行為当時、乙は特殊な病気により脳組織が脆弱となっていることを一般人は認識できず、甲も認識していなかったが、甲はこれを認識できた場合、AからCまでのいずれの

見解からも肯定される。

ウ. IIの事例で、行為当時、乙が治療を受けた後、医師の指示に従わず安静に努めなくなることを一般人は予見できなかったが、甲は予見していた場合、Bの見解からは肯定され、A及びCの見解からは否定される。

エ. IIIの事例で、行為当時、乙が通行人に蹴られることを一般人は予見できず、甲も予見していなかった場合、AからCまでのいずれの見解からも否定される。

次の各【見解】と後記の各【事例】を前提として、後記アからエまでの各【記述】を検討し、正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

【見 解】

- A. 行為当時、客観的に存在した全ての事情及び行為後に生じた事情のうち一般人が予見できた事情を判断の基礎とし、その行為から結果が発生することが相当であると認められる場合に因果関係を肯定する。
- B. 一般人が認識・予見できたであろう事情及び行為者が認識・予見していた事情を判断の基礎とし、その行為から結果が発生することが相当であると認められる場合に因果関係を肯定する。
- C. 行為の危険性が結果へと現実化したといえる場合に因果関係を肯定する。行為の危険性は行為時に存在した全ての事情を基礎として判断する。

【事 例】

- I. 甲は、乙の顔面を手拳で1回殴打した。その殴打は、それだけで一般に人を死亡させるほどの強さではなかったが、乙はもともと特殊な病気により脳組織が脆弱となっており、その1回の殴打で脳組織が崩壊し、その結果、乙が死亡した。
- II. 甲は、乙の首をナイフで突き刺し、直ちに治療しなければ数時間のうちに死亡するほどの出血を来す傷害を負わせた。乙は、直ちに病院で適切な医療処置を受け、一旦容体が安定したが、その後、医師の指示に従わず安静に努めなかったため、治療の効果が減殺され、前記傷害に基づき死亡した。
- III. 甲は、路上で乙の頭部を激しく殴打し、直ちに治療しなければ1日後には死亡するほどの脳出血を伴う傷害を負わせ、倒れたまま動けない乙を残して立ち去った。そこへたまたま通り掛かった無関係の通行人が、乙の腹部を多数回蹴って、内臓を破裂させ、数時間後に乙は内臓破裂により死亡した。

【記 述】

甲の行為と乙の死亡との間の因果関係については、

ア. Iの事例で、行為当時、乙は特殊な病気により脳組織が脆弱となっていることを一般人は認識できず、甲も認識していなかった場合、A及びCの見解からは肯定され、Bの見解からは否定される。

イ. Iの事例で、行為当時、乙は特殊な病気により脳組織が脆弱となっていることを一般人は認識できず、甲も認識していなかったが、甲はこれを認識できた場合、AからCまでのいずれの

見解からも肯定される。

ウ. IIの事例で、行為当時、乙が治療を受けた後、医師の指示に従わず安静に努めなくなることを一般人は予見できなかったが、甲は予見していた場合、Bの見解からは肯定され、A及びCの見解からは否定される。

エ. IIIの事例で、行為当時、乙が通行人に蹴られることを一般人は予見できず、甲も予見していなかった場合、AからCまでのいずれの見解からも否定される。

因果関係に関する次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討した場合、誤っているものの個数を後記1から5までの中から選びなさい。

ア. 甲は、他の共犯者5名と共に、約3時間にわたり、マンションの一室において、Vの頭部、腹部等を木刀で多数回殴打していたところ、これにより極度の恐怖感を抱いたVが、同室から逃走し、甲らによる追跡から逃れるために、同マンション付近にある高速道路に進入し、疾走してきた自動車に衝突され、死亡した。この場合、甲らの上記殴打行為とVの死亡との間に、因果関係はない。

イ. 甲は、Vの頸部を包丁で刺突し、致命傷になり得る頸部刺創の傷害をVに負わせたところ、Vは、病院で緊急手術を受けたため一命をとりとめ、引き続き安静な状態で治療を継続すれば数週間で退院することが可能となったが、安静にせず、病室内を歩き回ったことから治療の効果が上がらず、同頸部刺創に基づく血液循環障害による肝機能障害により死亡した。この場合、甲の上記刺突行為とVの死亡との間に、因果関係はない。

ウ. 甲は、Vの顔面を1回足で蹴ったところ、特殊な病気により脆弱となっていたVの脳組織が崩壊してVが死亡したが、当該病気の存在について、一般人は認識することができず、甲も認識していなかった。この場合、甲の上記足蹴り行為とVの死亡との間に、因果関係はない。

エ. 甲は、医師資格のない柔道整復師であるところ、自己に全幅の信頼を寄せるVから、風邪の治療について相談を持ち掛けられた際に、Vに対し、食事や水分補給を控える一方、発汗を促すという医学的に明らかに誤った治療法を繰り返して指示し、これに忠実に従ったVが症状を悪化させ、脱水症状に陥り、死亡した。この場合、甲の上記指示行為とVの死亡との間に、因果関係はない。

オ. 甲は、自動車を運転中、路上で過失により通行人Vに同車を衝突させてVを同車の屋根に跳ね上げ、意識を喪失したVに気付かないまま、同車の運転を続けていたところ、同乗者がVに気付き、走行中の同車の屋根からVを引きずり降ろして路上に転落させ、Vは、頭部打撲に基づく脳くも膜下出血により死亡したが、これが同車との衝突の際に生じたものか、路上に転落した際に生じたものかは不明であった。この場合、甲の上記衝突行為とVの死亡との間に、因果関係はない。

1. 1個 2. 2個 3. 3個 4. 4個 5. 5個

因果関係に関する次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討した場合、誤っているものの個数を後記1から5までの中から選びなさい。

ア. 甲は、他の共犯者5名と共に、約3時間にわたり、マンションの一室において、Vの頭部、腹部等を木刀で多数回殴打していたところ、これにより極度の恐怖感を抱いたVが、同室から逃走し、甲らによる追跡から逃れるために、同マンション付近にある高速道路に進入し、疾走してきた自動車に衝突され、死亡した。この場合、甲らの上記殴打行為とVの死亡との間に、因果関係はない。

イ. 甲は、Vの頭部を包丁で刺突し、致命傷になり得る頭部刺創の傷害をVに負わせたところ、Vは、病院で緊急手術を受けたため一命をとりとめ、引き続き安静な状態で治療を継続すれば数週間で退院することが可能となったが、安静にせず、病室内を歩き回ったことから治療の効果が上がらず、同頭部刺創に基づく血液循環障害による肝機能障害により死亡した。この場合、甲の上記刺突行為とVの死亡との間に、因果関係はない。

ウ. 甲は、Vの顔面を1回足で蹴ったところ、特殊な病気により脆弱となっていたVの脳組織が崩壊してVが死亡したが、当該病気の存在について、一般人は認識することができず、甲も認識していなかった。この場合、甲の上記足蹴り行為とVの死亡との間に、因果関係はない。

エ. 甲は、医師資格のない柔道整復師であるところ、自己に全幅の信頼を寄せるVから、風邪の治療について相談を持ち掛けられた際に、Vに対し、食事や水分補給を控える一方、発汗を促すという医学的に明らかに誤った治療法を繰り返して指示し、これに忠実に従ったVが症状を悪化させ、脱水症状に陥り、死亡した。この場合、甲の上記指示行為とVの死亡との間に、因果関係はない。

オ. 甲は、自動車を運転中、路上で過失により通行人Vに同車を衝突させてVを同車の屋根に跳ね上げ、意識を喪失したVに気付かないまま、同車の運転を続けていたところ、同乗者がVに気づき、走行中の同車の屋根からVを引きずり降ろして路上に転落させ、Vは、頭部打撲に基づく脳くも膜下出血により死亡したが、これが同車との衝突の際に生じたものか、路上に転落した際に生じたものかは不明であった。この場合、甲の上記衝突行為とVの死亡との間に、因果関係はない。

次の【事例】に関する1から5までの各【記述】を判例の立場に従って検討し、正しいものを2個選びなさい。

【事例】

Aは、外国へ旅行に行った際、旅行先で知り合ったBから、荷物を預けるので手荷物として日本まで運んでほしいと依頼され、これを了承し、その荷物を日本に持ち込んだが、荷物の中身は覚せい剤であった。

なお、覚せい剤をみだりに日本に持ち込んだ場合には覚せい剤取締法の輸入罪が成立し、麻薬をみだりに日本に持ち込んだ場合には麻薬及び向精神薬取締法の輸入罪が成立するものとする。

【記述】

1. Aは、Bから預かった荷物の中身は「薬物ではない。」と聞かされていたが、「薬物以外の何か違法なものかもしれない。」と思ってこれを日本に持ち込んだ場合、Aには覚せい剤取締法の輸入罪が成立する。
2. Aは、Bから預かった荷物の中身は「覚せい剤である。」と思ったものの、覚せい剤を日本に持ち込むことは法律上禁止されていないと考えてこれを日本に持ち込んだ場合、Aには覚せい剤取締法の輸入罪が成立する。
3. Aは、Bから預かった荷物の中身は「覚せい剤である。」と聞かされたものの、覚せい剤が違法な薬物であることを知らず、「覚せい剤とは高価な化粧品のことである。」と認識してこれを日本に持ち込んだ場合でも、「覚せい剤」という認識がある以上、Aには覚せい剤取締法の輸入罪が成立する。
4. Aは、Bから預かった荷物の中身は「覚せい剤かもしれないし、もしかしたら麻薬かもしれない。」と思ってこれを日本に持ち込んだ場合、Aには客体の認識に錯誤があり、麻薬及び向精神薬取締法の輸入罪の法定刑が覚せい剤取締法の輸入罪の法定刑よりも軽いときには、Aには麻薬及び向精神薬取締法の輸入罪が成立する。
5. Aは、Bから預かった荷物の中身は「覚せい剤ではないが、麻薬である。」と思ってこれを日本に持ち込んだ場合、覚せい剤取締法の輸入罪の法定刑と麻薬及び向精神薬取締法の輸入罪の法定刑が同じときには、Aには覚せい剤取締法の輸入罪が成立する。

次の【事例】に関する1から5までの各【記述】を判例の立場に従って検討し、正しいものを2個選びなさい。

【事例】

Aは、外国へ旅行に行った際、旅行先で知り合ったBから、荷物を預けるので手荷物として日本まで運んでほしいと依頼され、これを了承し、その荷物を日本に持ち込んだが、荷物の中身は覚せい剤であった。

なお、覚せい剤をみだりに日本に持ち込んだ場合には覚せい剤取締法の輸入罪が成立し、麻薬をみだりに日本に持ち込んだ場合には麻薬及び向精神薬取締法の輸入罪が成立するものとする。

【記述】

1. Aは、Bから預かった荷物の中身は「薬物ではない。」と聞かされていたが、「薬物以外の何か違法なものかもしれない。」と思ってこれを日本に持ち込んだ場合、Aには覚せい剤取締法の輸入罪が成立する。
2. Aは、Bから預かった荷物の中身は「覚せい剤である。」と思ったものの、覚せい剤を日本に持ち込むことは法律上禁止されていないと考えてこれを日本に持ち込んだ場合、Aには覚せい剤取締法の輸入罪が成立する。
3. Aは、Bから預かった荷物の中身は「覚せい剤である。」と聞かされたものの、覚せい剤が違法な薬物であることを知らず、「覚せい剤とは高価な化粧品のことである。」と認識してこれを日本に持ち込んだ場合でも、「覚せい剤」という認識がある以上、Aには覚せい剤取締法の輸入罪が成立する。
4. Aは、Bから預かった荷物の中身は「覚せい剤かもしれないし、もしかしたら麻薬かもしれない。」と思ってこれを日本に持ち込んだ場合、Aには客体の認識に錯誤があり、麻薬及び向精神薬取締法の輸入罪の法定刑が覚せい剤取締法の輸入罪の法定刑よりも軽いときには、Aには麻薬及び向精神薬取締法の輸入罪が成立する。
5. Aは、Bから預かった荷物の中身は「覚せい剤ではないが、麻薬である。」と思ってこれを日本に持ち込んだ場合、覚せい剤取締法の輸入罪の法定刑と麻薬及び向精神薬取締法の輸入罪の法定刑が同じときには、Aには覚せい剤取締法の輸入罪が成立する。

学生A, B及びCは, 事実の錯誤に関して, 次の【会話】のとおり検討している。【会話】中の①から⑩までの()内から適切な語句を選んだ場合, 正しいものの組合せは, 後記1から5までのうちどれか。

【会話】

学生A. Xが甲を狙って殺人の故意で拳銃を発射し, 甲にかすり傷を負わせ, さらに, その弾丸が偶然に乙に命中して乙を死亡させた事例について考えてみよう。私は, 同一の構成要件の範囲内であれば, 故意を阻却しないと考え, 故意の個数については, ①(a. 故意の個数を問題としない・b. 故意の個数を問題とし一個の故意を認める)立場を採ります。ですから, 私は, 事例の場合, 故意犯としては乙に対する殺人既遂罪のみが成立すると考えます。

学生B. 私は, 基本的にはA君と同じ立場ですが, 故意の個数について, ②(c. 故意の個数を問題としない・d. 故意の個数を問題とし一個の故意を認める)立場に立ちます。A君の考えだと, ③(e. 意図した・f. 意図しない)複数の客体に既遂の結果が発生した場合, いずれの客体に故意犯を認めるのか不明だからです。

学生C. B君の立場は, ④(g. 罪刑法定主義・h. 責任主義)に反することになりませんか。私は, この原則を尊重し, ⑤(i. 客体の錯誤・j. 方法の錯誤)の場合には故意を認めますが, ⑥(k. 客体の錯誤・l. 方法の錯誤)の場合には故意を認めるべきではないと思います。ですから, 私は, 事例の場合, 乙に対する殺人既遂罪は成立しないと考えます。

学生A. でも, C君の立場では, 方法の錯誤と客体の錯誤との明確な区別が可能であることが前提となりますね。また, 未遂犯や過失犯を処罰する規定の有無によっては, 処罰の範囲が不当に⑦(m. 狭まる・n. 広がる)ことになると思います。

一方で, B君の立場では, 処断刑が不当に重くなりませんか。

学生B. 私は, 甲に対する罪と乙に対する罪の関係を⑧(o. 併合罪・p. 観念的競合)と考えますので, 処断刑はA君の立場による場合と同一となります。

学生A. でも, 複数の客体に既遂の結果が発生した場合, ⑨(q. 意図した・r. 意図しない)客体についての⑩(s. 故意犯・t. 過失犯)を, 刑を⑪(u. 重くする・v. 軽くする)方向で量刑上考慮するとなると, やはり問題ではないでしょうか。

1. ①b ②c ③f ④g ⑤j ⑥k ⑦m ⑧p ⑨q ⑩s ⑪v

2. ①a ②d ③e ④g ⑤j ⑥k ⑦n ⑧o ⑨r ⑩t ⑪v

3. ①b ②c ③f ④h ⑤i ⑥l ⑦m ⑧p ⑨r ⑩s ⑪u

4. ①a ②d ③e ④h ⑤i ⑥l ⑦n ⑧o ⑨q ⑩s ⑪u

5. ①b ②c ③f ④h ⑤i ⑥l ⑦n ⑧p ⑨r ⑩t ⑪u

学生A, B及びCは, 事実の錯誤に関して, 次の【会話】のとおり検討している。【会話】中の①から⑩までの()内から適切な語句を選んだ場合, 正しいものの組合せは, 後記1から5までのうちどれか。

【会話】

学生A. Xが甲を狙って殺人の故意で拳銃を発射し, 甲にかすり傷を負わせ, さらに, その弾丸が偶然に乙に命中して乙を死亡させた事例について考えてみよう。私は, 同一の構成要件の範囲内であれば, 故意を阻却しないと**考え**, 故意の個数については, ①(a. 故意の個数を問題としない **b.** 故意の個数を問題とし一個の故意を認める)立場を採ります。ですから, 私は, 事例の場合, 故意犯としては**乙に対する殺人既遂罪のみ**が成立すると考えます。

学生B. 私は, 基本的にはA君と同じ立場ですが, 故意の個数について, ②(**c.** 故意の個数を問題としない・d. 故意の個数を問題とし一個の故意を認める)立場に立ちます。A君の考えだと, ③(e. 意図した・**f.** 意図しない)複数の客体に既遂の結果が発生した場合, いずれの客体に故意犯を認めるのか不明だからです。

学生C. B君の立場は, ④(g. 罪刑法定主義・**h.** 責任主義)に反することになりませんか。私は, この原則を尊重し, ⑤(**i.** 客体の錯誤・j. 方法の錯誤)の場合には**故意を認めます**が, ⑥(k. 客体の錯誤・**l.** 方法の錯誤)の場合には故意を認めるべきではないと思います。ですから, 私は, 事例の場合, **乙に対する殺人既遂罪は成立しない**と考えます。

学生A. でも, C君の立場では, 方法の錯誤と客体の錯誤との明確な区別が可能であることが前提となりますね。また, 未遂犯や過失犯を処罰する規定の有無によっては, **処罰の範囲が不当に**⑦(**m.** 狭まる・n. 広がる)ことになると思います。

一方で, B君の立場では, 処断刑が不当に重くなりませんか。

学生B. 私は, 甲に対する罪と乙に対する罪の関係を⑧(o. 併合罪・**p.** 観念的競合)と考えますので, **処断刑はA君の立場による場合と同一**となります。

学生A. でも, **複数の客体に既遂の結果が発生した場合**, ⑨(q. 意図した・**r.** 意図しない)客体についての⑩(**s.** 故意犯・t. 過失犯)を, 刑を⑪(**u.** 重くする・v. 軽くする)方向で量刑上考慮するとなると, やはり問題ではないでしょうか。

1. ①b ②c ③f ④g ⑤j ⑥k ⑦m ⑧p ⑨q ⑩s ⑪v

2. ①a ②d ③e ④g ⑤j ⑥k ⑦n ⑧o ⑨r ⑩t ⑪v

3. ①b ②c ③f ④h ⑤i ⑥l ⑦m ⑧p ⑨r ⑩s ⑪u

4. ①a ②d ③e ④h ⑤i ⑥l ⑦n ⑧o ⑨q ⑩s ⑪u

5. ①b ②c ③f ④h ⑤i ⑥l ⑦n ⑧p ⑨r ⑩t ⑪u

故意に関する次の各【見解】に従って後記1から5までの各【事例】における甲の罪責を検討した場合、いずれの【見解】に従うかによって、結論が異なるものはどれか。

【見 解】

A説：行為者が認識していた事実と発生した事実とが、構成要件的評価として一致する限り、発生した事実についての故意が認められ、殺人罪においては、客体が「およそ人」という点で一致していれば故意が認められる。

B説：行為者が認識していた事実と発生した事実とが、具体的に一致しない限り、発生した事実についての故意は否定され、殺人罪においては、客体が「その人」という点で一致していなければ故意は認められない。

【事 例】

1. 甲は、Vを殺そうと考えてVの首を絞め、Vが動かなくなったので死亡したものと思い、Vを海岸の砂上まで運び放置したところ、Vが砂を吸引したことにより死亡した。
2. 甲は、Vが連れている犬を殺そうと考え、その犬を狙って猟銃を発射したが、犬をかばおうとしたVに弾丸が当たり、Vを死亡させた。
3. 甲は、前方を歩いていた人をV1と思い、V1を殺そうと考え、その人を狙って拳銃を発射し弾丸を命中させて死亡させたが、その人はV1ではなく、V2であった。
4. 甲は、Vから殺してほしいと頼まれたので、Vを殺そうと考え、Vの首を絞めてVを死亡させたが、囑託殺人が犯罪にならないと考えていた。
5. 甲は、V1を殺そうと考え、V1を狙って拳銃を発射したが、弾丸がそれて、V1ではなく、そのそばにいたV2に当たり、V2を死亡させた。

故意に関する次の各【見解】に従って後記1から5までの各【事例】における甲の罪責を検討した場合、いずれの【見解】に従うかによって、結論が異なるものはどれか。

【見 解】

A説：行為者が認識していた事実と発生した事実とが、構成要件的評価として一致する限り、発生した事実についての故意が認められ、殺人罪においては、客体が「およそ人」という点で一致していれば故意が認められる。

B説：行為者が認識していた事実と発生した事実とが、具体的に一致しない限り、発生した事実についての故意は否定され、殺人罪においては、客体が「その人」という点で一致していなければ故意は認められない。

【事 例】

- ✕ 1. 甲は、Vを殺そうと考えてVの首を絞め、Vが動かなくなったので死亡したものと思い、Vを海岸の砂上まで運び放置したところ、Vが砂を吸引したことにより死亡した。
- ✕ 2. 甲は、Vが連れてくる犬を殺そうと考え、その犬を狙って猟銃を発射したが、犬をかばおうとしたVに弾丸が当たり、Vを死亡させた。
- ✕ 3. 甲は、前方を歩いていた人をV1と思い、V1を殺そうと考え、その人を狙って拳銃を発射し弾丸を命中させて死亡させたが、その人はV1ではなく、V2であった。
- ✕ 4. 甲は、Vから殺してほしいと頼まれたので、Vを殺そうと考え、Vの首を絞めてVを死亡させたが、囑託殺人が犯罪にならないと考えていた。
- 5. 甲は、V1を殺そうと考え、V1を狙って拳銃を発射したが、弾丸がそれて、V1ではなく、そのそばにいたV2に当たり、V2を死亡させた。

故意に関する次の各【見解】についての後記1から5までの各【記述】のうち、誤っているものはどれか。

【見 解】

A. 故意の有無については、構成要件を基準にして判断すべきであるところ、殺人罪においては、行為者の認識した事実と発生した事実とが、「およそ人を殺す」という点で一致していれば故意が認められる。また、行為者の認識した客体に対しても、結果が発生した客体に対しても故意犯が成立する。

B. 故意の有無については、構成要件を基準にして判断すべきであるところ、殺人罪においては、行為者の認識した事実と発生した事実とが、「その人を殺す」という点で一致していなければ故意は認められない。

【記 述】

1. 甲が、Xを焼死させようと思い、Xの全身に灯油をかけて火をつけたところ、Xが熱さに耐えかね、火を消そうとして近くの湖に飛び込んで溺死したという事例においては、A、Bいずれの見解でも、甲に殺人既遂罪が成立する。

2. Aの見解に対しては、甲が殺意をもってXを狙い拳銃を発射したところ、弾丸がXの腕を貫通した上、予想外にYの胸部にも当たり、Xを負傷させるとともにYを死亡させたという事例において、行為者に過剰な故意責任を課すことになり、責任主義に反するとの批判がある。

3. Bの見解によれば、【記述】2の事例で、甲にYに対する殺人既遂罪が成立する。

4. Bの見解に対しては、客体の錯誤と方法の錯誤のいずれに当たるのかが必ずしも明らかではない場合において、故意の有無につき、どのように判断するのか明確ではないとの批判がある。

5. Bの見解によれば、甲がXを殺害しようと考え、Xと似た者を見付けて、Xと思い、その者をナイフで刺し殺したが、実際には、その者はYであったという事例において、甲にYに対する殺人既遂罪が成立する。

故意に関する次の各【見解】についての後記1から5までの各【記述】のうち、誤っているものはどれか。

【見解】

A. 故意の有無については、構成要件を基準にして判断すべきであるところ、殺人罪においては、行為者の認識した事実と発生した事実とが、「およそ人を殺す」という点で一致していれば故意が認められる。また、行為者の認識した客体に対しても、結果が発生した客体に対しても故意犯が成立する。

B. 故意の有無については、構成要件を基準にして判断すべきであるところ、殺人罪においては、行為者の認識した事実と発生した事実とが、「その人を殺す」という点で一致していなければ故意は認められない。

【記述】

1. 甲が、Xを焼死させようと思い、Xの全身に灯油をかけて火をつけたところ、Xが熱さに耐えかね、火を消そうとして近くの湖に飛び込んで溺死したという事例においては、A、Bいずれの見解でも、甲に殺人既遂罪が成立する。
2. Aの見解に対しては、甲が殺意をもってXを狙い拳銃を発射したところ、弾丸がXの腕を貫通した上、予想外にYの胸部にも当たり、Xを負傷させるとともにYを死亡させたという事例において、行為者に過剰な故意責任を課すことになり、責任主義に反するとの批判がある。
3. Bの見解によれば、【記述】2の事例で、甲にYに対する殺人既遂罪が成立する。
4. Bの見解に対しては、客体の錯誤と方法の錯誤のいずれに当たるのかが必ずしも明らかではない場合において、故意の有無につき、どのように判断するのか明確ではないとの批判がある。
5. Bの見解によれば、甲がXを殺害しようと考え、Xと似た者を見付けて、Xと思い、その者をナイフで刺し殺したが、実際には、その者はYであったという事例において、甲にYに対する殺人既遂罪が成立する。

過失犯の本質について、学生A及びBが次の【会話】のとおり議論している。【会話】中の①から④までの（ ）内に後記アからキまでの【発言】から適切なものを選んだ場合、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

【会話】

学生A. 私は、過失犯の本質について、精神を緊張させたならば結果発生を予見することが可能であったにもかかわらず、これを予見しなかったことにあると考えています。私が採る見解では、過失犯の体系上、一般的に、(①)の判断において、信頼の原則を考慮することになります。

学生B. A君が採る見解に対しては、(②)という批判がありますね。私は、過失犯の本質について、社会生活上必要な注意を尽くさないで、結果回避のための適切な措置を採らなかったことにあると考えています。

学生A. B君が採る見解に対しては、「結果回避のための適切な措置」について、(③)という批判があります。また、B君が指摘した批判に対しては、私が採る見解でも、(④)ことにより、対応することができるとの反論ができます。

【発言】

ア. 予見可能性

イ. 結果回避義務

ウ. 行政取締法規が定める義務に帰着せざるを得ず、刑法上の過失犯が行政取締法規違反の結果的加重犯になってしまう

エ. 予見可能性のみで過失を認めると、過失犯の処罰範囲が広くなり過ぎる

オ. 重大な結果が予見可能であるにもかかわらず、それを回避する義務がないというのは妥当ではない

カ. 実行行為の内容として実質的危険性を要求する

キ. 予見可能性を結果回避義務を導く前提要件として位置付ける

1. ①ア ②ウ ③エ ④キ
2. ①ア ②エ ③ウ ④カ
3. ①ア ②エ ③オ ④キ
4. ①イ ②ウ ③オ ④カ
5. ①イ ②エ ③ウ ④キ

過失犯の本質について、学生A及びBが次の【会話】のとおり議論している。【会話】中の①から④までの（ ）内に後記アからキまでの【発言】から適切なものを選んだ場合、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

【会話】

学生A. 私は、過失犯の本質について、精神を緊張させたならば結果発生を予見することが可能であつたにもかかわらず、これを予見しなかったことにあると考えています。私が採る見解では、過失犯の体系上、一般的に、(①)の判断において、信頼の原則を考慮することになります。

学生B. A君が採る見解に対しては、(②)という批判がありますね。私は、過失犯の本質について、社会生活上必要な注意を尽くさないで、結果回避のための適切な措置を採らなかったことにあると考えています。

学生A. B君が採る見解に対しては、「結果回避のための適切な措置」について、(③)という批判があります。また、B君が指摘した批判に対しては、私が採る見解でも、(④)ことにより、対応することができるとの反論ができます。

【発言】

ア 予見可能性

イ 結果回避義務

ウ. 行政取締法規が定める義務に帰着せざるを得ず、刑法上の過失犯が行政取締法規違反の結果的加重犯になってしまう

エ. 予見可能性のみで過失を認めると、過失犯の処罰範囲が広くなり過ぎる

オ. 重大な結果が予見可能であるにもかかわらず、それを回避する義務がないというのは妥当ではない

カ. 実行行為の内容として実質的危険性を要求する

キ. 予見可能性を結果回避義務を導く前提要件として位置付ける

1. ①ア ②ウ ③エ ④キ

2. ①ア ②エ ③ウ ④カ

3. ①ア ②エ ③オ ④キ

4. ①イ ②ウ ③オ ④カ

5. ①イ ②エ ③ウ ④キ

過失犯に関する次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討し、正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア．刑法第38条第1項ただし書の「法律に特別の規定がある場合」とは、過失犯を処罰する旨の明文の規定がある場合に限られない。

イ．公務員が法令により付与された権限を行使するか否かについて、当該公務員に裁量が認められている場合、その権限の不行使を注意義務違反とする過失犯が成立することはない。

ウ．行政取締法規の義務は、過失犯の注意義務にもなるため、行政取締法規の義務を遵守する限り、他に慣習等から導かれる義務を遵守せずとも、過失犯が成立することはない。

エ．過失犯が成立するには、因果経過の予見可能性を要するため、現実の結果発生に至る経過を逐一具体的に予見できなければ、過失犯が成立することはない。

オ．業務上過失致死傷罪の「業務」とは、人が社会生活上の地位に基づき反復継続して行う行為であって、かつ、その行為が他人の生命身体等に危害を加えるおそれのあるものをいうため、他人の生命身体の危険を防止することを義務内容とする業務は、これに含まれない。

過失犯に関する次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討し、正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

- 1 ア. 刑法第38条第1項ただし書の「法律に特別の規定がある場合」とは、過失犯を処罰する旨の明文の規定がある場合に限られない。
- 2 イ. 公務員が法令により付与された権限を行使するか否かについて、当該公務員に裁量が認められている場合、その権限の不行使を注意義務違反とする過失犯が成立することはない。
- 2 ウ. 行政取締法規の義務は、過失犯の注意義務にもなるため、行政取締法規の義務を遵守する限り、他に慣習等から導かれる義務を遵守せずとも、過失犯が成立することはない。
- 2 エ. 過失犯が成立するには、因果経過の予見可能性を要するため、現実の結果発生に至る経過を逐一具体的に予見できなければ、過失犯が成立することはない。
- 2 オ. 業務上過失致死傷罪の「業務」とは、人が社会生活上の地位に基づき反復継続して行う行為であって、かつ、その行為が他人の生命身体等に危害を加えるおそれのあるものをいうため、他人の生命身体の危険を防止することを義務内容とする業務は、これに含まれない。

過失犯に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。

1. 共同正犯に関する刑法第60条は、意思の連絡を要件としているので、過失犯には適用されない。
2. 重過失とは、重大な結果を惹起する危険のある不注意な行為をすることをいう。
3. 過失犯の成立に必要な結果発生の見込み可能性は、内容の特定しない一般的・抽象的な危険感ないし不安感を抱く程度の見込みの可能性で足りる。
4. 行為者が法令に違反する行動をした事案においても信頼の原則が適用される場合がある。
5. ホテルの火災により死傷者が出た場合、火災発生時に現場にいなかったホテル経営者には業務上過失致死傷罪が成立することはない。

○ 過失犯に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。

- ~~X~~ 1. 共同正犯に関する刑法第60条は、意思の連絡を要件としているので、過失犯には適用されない。
- ~~X~~ 2. 重過失とは、重大な結果を惹起する危険のある不注意な行為をすることをいう。
- ~~X~~ 3. 過失犯の成立に必要となる結果発生の予見可能性は、内容の特定しない一般的・抽象的な危険感ないし不安感を抱く程度の予見の可能性で足りる。
- 4. 行為者が法令に違反する行動をした事案においても信頼の原則が適用される場合がある。
- ~~X~~ 5. ホテルの火災により死傷者が出た場合、火災発生時に現場にいなかったホテル経営者には業務上過失致死傷罪が成立することはない。

学生A, B及びCは, 次の【事例】における甲の罪責について, 後記【会話】のとおり議論している。【会話】中の①から④までの()内から適切なものを選んだ場合, 正しいものの組合せは, 後記1から5までのうちどれか。

【事例】

甲は, 過失による自動車追突事故を偽装して保険会社から保険金を詐取することを計画し, 乙に同計画を打ち明け, 乙の真意に基づく同意を得た上で, 自己の運転する自動車を乙が運転する自動車に追突させた。その結果, 乙は軽微な傷害を負った。

【会話】

学生A. 被害者が自己の身体に対する傷害を同意した場合に傷害罪が成立するか否かにつき, 私は, 判例と①(a. 同様の・b. 異なる)立場に立っており, 単に同意が存在するという事実だけではなく, その同意を得た動機, 目的, 身体傷害の手段, 方法, 損傷の部位, 程度など諸般の事情を照らし合わせて, 傷害罪の成否を決すべきであると考えます。乙の同意は, 保険金詐取という違法な目的に利用するために得られた違法なものであり, これにより, 乙に対する傷害行為の違法性が阻却されることはないので, 甲には傷害罪が成立すると考えます。

学生B. A君の見解に対しては, ②(c. 個人の自己決定権を重視し過ぎている・d. 不可罰である詐欺の予備行為を傷害罪で処罰することになる)という批判があります。

学生C. 私は, 乙の有効な同意がある限り, 刑法によって保護すべき法益の侵害がないので, 乙に対する傷害行為については, 傷害罪の構成要件該当性を欠き, 甲には傷害罪が成立しないと考えます。

学生A. C君の見解に対しては, ③(e. 傷害罪の処罰根拠と合理的な関連性のない事情を考慮し過ぎている・f. 死亡の結果が発生した場合に傷害致死罪が不成立となるのは不当である)と批判することが可能です。

学生C. 同意殺人罪に対応する同意傷害罪の規定がない以上, 私の見解のように, 同意傷害は不可罰であると解すべきです。

学生B. しかし, ④(g. 同意殺人罪の法定刑に比して傷害罪の法定刑は重い・h. 同意殺人罪は, 殺人罪の法定刑の下限の重さが考慮されて, その減輕類型として特に設けられたものである)ので, 同意傷害罪の規定がないことは理由にならないと思います。

1. ①a ②c ③e ④h
2. ①a ②d ③f ④g
3. ①a ②d ③f ④h
4. ①b ②c ③e ④g
5. ①b ②d ③f ④g

学生A, B及びCは, 次の【事例】における甲の罪責について, 後記【会話】のとおり議論している。【会話】中の①から④までの()内から適切なものを選んだ場合, 正しいものの組合せは, 後記1から5までのうちどれか。

【事例】

甲は, 過失による自動車追突事故を偽装して保険会社から保険金を詐取することを計画し, 乙に同計画を打ち明け, 乙の真意に基づく同意を得た上で, 自己の運転する自動車を乙が運転する自動車に追突させた。その結果, 乙は軽微な傷害を負った。

【会話】

学生A. 被害者が自己の身体に対する傷害を同意した場合に傷害罪が成立するか否かにつき, 私は, 判例と① a. 同様の・b. 異なる) 立場に立っており, 単に同意が存在するという事実だけではなく, その同意を得た動機, 目的, 身体傷害の手段, 方法, 損傷の部位, 程度など諸般の事情を照らし合わせて, 傷害罪の成否を決すべきであると考えます。乙の同意は, 保険金詐取という違法な目的に利用するために得られた違法なものであり, これにより, 乙に対する傷害行為の違法性が阻却されることはないので, 甲には傷害罪が成立すると考えます。

学生B. A君の見解に対しては, ② (個人の自己決定権を重視し過ぎている・d. 不可罰である詐欺の予備行為を傷害罪で処罰することになる) という批判があります。

学生C. 私は, 乙の有効な同意がある限り, 刑法によって保護すべき法益の侵害がないので, 乙に対する傷害行為については, 傷害罪の構成要件該当性を欠き, 甲には傷害罪が成立しないと考えます。

学生A. C君の見解に対しては, ③ (e. 傷害罪の処罰根拠と合理的な関連性のない事情を考慮し過ぎている・f. 死亡の結果が発生した場合に傷害致死罪が不成立となるのは不当である) と批判することが可能です。

学生C. 同意殺人罪に対応する同意傷害罪の規定がない以上, 私の見解のように, 同意傷害は不可罰であると解すべきです。

学生B. しかし, ④ (g. 同意殺人罪の法定刑に比して傷害罪の法定刑は重い・h. 同意殺人罪は, 殺人罪の法定刑の下限の重さが考慮されて, その減軽類型として特に設けられたものである) ので, 同意傷害罪の規定がないことは理由にならないと思います。

1. ①a ②c ③e ④h

2. ①a ②d ③f ④g

3. ①a ②d ③f ④h

4. ①b ②c ③e ④g

5. ①b ②d ③f ④g

被害者の承諾に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。

1. 甲は、乙の承諾を得て、乙から借り受けた乙所有の重機を丙に転貸していたが、同重機の修理のため一時これを丙から預かった際、乙の承諾を得て、丙に無断で、自己の借金の返済として同重機を自己の債権者に譲渡した。この場合、甲には、横領罪が成立する。
2. 甲は、自らが組長を務める暴力団の組員乙から、「暴力団を脱退したい。」との申出を受けたので、「落とし前として、指を詰めろ。」と言い、乙の承諾を得て、乙の右手小指の根元を出刃包丁で切断した。この場合、甲には、傷害罪は成立しない。
3. 甲は、乙との不倫関係を清算しようと考え、真実は、乙と心中するつもりはないにもかかわらず、乙に対し、「あの世で一緒になろう。私も君の後を追って死ぬから。」と言って心中を持ちかけ、その旨誤信してこれを承諾した乙に毒薬を手渡したところ、乙がそれを飲んで死亡した。この場合、甲には、自殺関与罪が成立する。
4. 甲は、知人乙から、「生活が苦しく刑務所に入りたいので、私から脅されたという事実をでっち上げて、私を告訴してほしい。」と依頼され、乙の承諾を得て、乙を脅迫罪で告訴した。この場合、甲には、虚偽告訴罪は成立しない。
5. 甲は、自らが刑務官を務める刑務所で受刑中の成人女性乙と恋愛関係になり、乙の承諾を得て、勤務中、同刑務所内において、乙と性交した。この場合、甲には、特別公務員暴行陵虐罪が成立する。

○ 被害者の承諾に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。

乙 ⇨ 甲 ⇨ 丙

- × 1. 甲は、乙の承諾を得て、乙から借り受けた乙所有の重機を丙に転貸していたが、同重機の修理のため一時これを丙から預かった際、乙の承諾を得て、丙に無断で、自己の借金の返済として同重機を自己の債権者に譲渡した。この場合、甲には、横領罪が成立する。
- × 2. 甲は、自らが組長を務める暴力団の組員乙から、「暴力団を脱退したい。」との申出を受けたので、「落とし前として、指を詰める。」と言い、乙の承諾を得て、乙の右手小指の根元を出刃包丁で切断した。この場合、甲には、傷害罪は成立しない。
- × 3. 甲は、乙との不倫関係を清算しようと考え、真実は、乙と心中するつもりはないにもかかわらず、乙に対し、「あの世で一緒になろう。私も君の後を追って死ぬから。」と言って心中を持ちかけ、その旨誤信してこれを承諾した乙に毒薬を手渡したところ、乙がそれを飲んで死亡した。この場合、甲には、自殺関与罪が成立する。
- × 4. 甲は、知人乙から、「生活が苦しく刑務所に入りたいので、私から脅されたという事実をでっち上げて、私を告訴してほしい。」と依頼され、乙の承諾を得て、乙を脅迫罪で告訴した。この場合、甲には、虚偽告訴罪は成立しない。
- 5. 甲は、自らが刑務官を務める刑務所で受刑中の成人女性乙と恋愛関係になり、乙の承諾を得て、勤務中、同刑務所内において、乙と性交した。この場合、甲には、特別公務員暴行陵虐罪が成立する。

違法性に関する次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討し、正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア．殺人被告事件の弁護人が、同被告事件の真犯人は被告人の兄であると考え、第一審の有罪判決後に行った記者会見で「同被告事件の真犯人は被告人の兄である。」旨発表した場合、弁護活動の一環として行ったものであるから、正当な業務行為として違法性が阻却され、名誉毀損罪は成立し得ない。

イ．宗教家が、異常な言動を示すようになっていた娘を連れてきた信者の求めに応じ、その娘の不調の原因を取り去る目的で、宗教上の行為として、同人の身体を手で押さえ付け、流れ落ちる滝の水を同人の顔面に打ち当てた結果、同人を窒息死させた場合、宗教活動の一環として行ったものであるから、正当な業務行為として違法性が阻却され、傷害致死罪は成立し得ない。

ウ．現行犯人を逮捕しようとする私人が、犯人から抵抗を受け、逮捕のために社会通念上必要かつ相当な範囲で実力を行使し同人に傷害を負わせた場合、法令による行為として違法性が阻却され、傷害罪は成立し得ない。

エ．借地人が、自己の借地内にある自己所有の店舗を増築する必要に迫られ、その借地内に突き出ている隣の家屋の屋根をその所有者の承諾なく切除した場合、自救行為として違法性が阻却され、建造物損壊罪は成立し得ない。

オ．新聞記者が、取材の目的で国家公務員に秘密漏示を唆した場合、取材の自由は憲法上保障される表現の自由由来し、十分尊重されるべきであるから、正当な業務行為として違法性が阻却され、国家公務員法違反の罪（秘密漏示教唆罪）は成立し得ない。

違法性に関する次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討し、正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

2 ア. 殺人被告事件の弁護人が、同被告事件の真犯人は被告人の兄であると考え、第一審の有罪判決後に行った記者会見で「同被告事件の真犯人は被告人の兄である。」旨発表した場合、弁護活動の一環として行ったものであるから、正当な業務行為として違法性が阻却され、名誉毀損罪は成立し得ない。

2 イ. 宗教家が、異常な言動を示すようになっていた娘を連れてきた信者の求めに応じ、その娘の不調の原因を取り去る目的で、宗教上の行為として、同人の身体を手で押さえ付け、流れ落ちる滝の水を同人の顔面に打ち当てた結果、同人を窒息死させた場合、宗教活動の一環として行ったものであるから、正当な業務行為として違法性が阻却され、傷害致死罪は成立し得ない。

1 ウ. 現行犯人を逮捕しようとする私人が、犯人から抵抗を受け、逮捕のために社会通念上必要かつ相当な範囲で実力を行使し同人に傷害を負わせた場合、法令による行為として違法性が阻却され、傷害罪は成立し得ない。

2 エ. 借地人が、自己の借地内にある自己所有の店舗を増築する必要に迫られ、その借地内に突き出ている隣の家屋の屋根をその所有者の承諾なく切除した場合、自救行為として違法性が阻却され、建造物損壊罪は成立し得ない。

2 オ. 新聞記者が、取材の目的で国家公務員に秘密漏示を唆した場合、取材の自由は憲法上保障される表現の自由由来し、十分尊重されるべきであるから、正当な業務行為として違法性が阻却され、国家公務員法違反の罪（秘密漏示教唆罪）は成立し得ない。

正当防衛に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものを2個選びなさい。

1. 当然又はほとんど確実に侵害が予期された場合において、単に予期された侵害を避けなかったにとどまらず、その機会を利用して積極的に相手方に対し加害行為をする意思で暴行に及んだときは、その暴行行為については、正当防衛が成立する余地はない。
2. いわゆるけんか闘争において相手方に対してした暴行行為については、正当防衛が成立する余地はない。
3. 手拳で殴る素振りをしながら「お前殴られたいのか。」と言って近付いてきた相手方を、殺傷能力のある刃物を構えて脅した場合、その脅迫行為については、正当防衛が成立する余地はない。
4. 自己に対しナイフを示して脅している相手方に対し専ら攻撃の意思で暴行に及んだ場合、その暴行行為については、正当防衛が成立する余地はない。
5. 財産的権利を防衛するために相手方の身体に暴行を加えて傷害を負わせた場合、その暴行行為については、正当防衛が成立する余地はない。

R01-15K 正当防衛

KE0660 A

正当防衛に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものを2個選びなさい。

1. 当然又はほとんど確実に侵害が予期された場合において、単に予期された侵害を避けなかったにとどまらず、その機会を利用して積極的に相手方に対し加害行為をする意思で暴行に及んだときは、その暴行行為については、正当防衛が成立する余地はない。
2. いわゆるけんか闘争において相手方に対してした暴行行為については、正当防衛が成立する余地はない。
3. 手拳で殴る素振りをしてしながら「お前殴られたいのか。」と言って近付いてきた相手方を、殺傷能力のある刃物を構えて脅した場合、その脅迫行為については、正当防衛が成立する余地はない。
4. 自己に対しナイフを示して脅している相手方に対し専ら攻撃の意思で暴行に及んだ場合、その暴行行為については、正当防衛が成立する余地はない。
5. 財産的権利を防衛するために相手方の身体に暴行を加えて傷害を負わせた場合、その暴行行為については、正当防衛が成立する余地はない。

学生A及びBは、過剰防衛に関する次の【事例】について、後記【会話】のとおり議論している。

【会話】の中の①から④までの（ ）内から適切なものを選んだ場合、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

【事例】

I. 甲は、同じ居室にいた乙が机を押し倒してきたため、反撃として、同机を乙に向けて押し返した。これにより、乙は転倒し、左手中指の腱を断裂した。乙は、机の下敷きになっており、直ちに強い攻撃はできなかったが、体勢を立て直せば間もなく攻撃を再開できる状況であった。甲は、引き続き、防衛の意思で、必要な限度を超えて、乙の顔面を殴ったが、これにより乙に怪我は生じなかった。

II. 甲は、乙からいきなり殴られ、更に攻撃を加えられそうになったので、反撃として、乙の顔面を殴った。乙は転倒して頭部を地面に打ち付け、意識を失って動かなくなったが、腹が立っていた甲は、引き続き、専ら攻撃の意思で、倒れている乙の胸部を蹴り付け、肋骨骨折を負わせた。その後、乙は、頭部を地面に打ち付けた際に生じた脳内出血が原因で死亡した。

【会話】

学生A. Iの事例で、甲が机を押し返した行為は、急迫不正の侵害に対する反撃だけど、その行為と乙の顔面を殴った行為との関係は、どのように考えるべきだろうか。

学生B. その点は、時間的・場所的な関係や甲の主観面等に照らし、①（a. 別個の行為・b. 一連一体の行為）と捉えるべきだろう。

学生A. そうすると、甲には、どのような犯罪が成立するだろうか。

学生B. 甲には、②（c. 過剰防衛としての傷害罪が成立する・d. 暴行罪のみが成立する）だろう。

学生A. IIの事例でも、甲が乙の顔面を殴った行為は、急迫不正の侵害に対する反撃であることに変わりないよね。甲には、どのような犯罪が成立するだろうか。

学生B. 乙が意識を失って動かなくなっているのに、専ら攻撃の意思で蹴り付けているのだから、顔面を殴る行為と胸部を蹴り付ける行為の間には断絶があると思う。甲には、③（e. 過剰防衛としての傷害致死罪が成立する・f. 傷害罪のみが成立する）という結論が妥当だろう。

学生A. IIの事例で、B君のように、両暴行の間に断絶があると解すると、④（g. 違法性が否定されるべき行為が遡って違法と評価されることになる・h. 専ら攻撃の意思で胸部を蹴り付けた場合の方が、防衛の意思で胸部を蹴り付けた場合より軽い罪が成立する）という問題が生じるのではないか。

学生B. その点は、量刑上考慮すれば足りるという説明が可能なのではないか。

1. ①a ③e 2. ①b ④g 3. ②d ③e 4. ②c ④g 5. ③f ④h

学生A及びBは、過剰防衛に関する次の【事例】について、後記【会話】のとおり議論している。

【会話】の中の①から④までの（ ）内から適切なものを選んだ場合、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

【事例】

I. 甲は、同じ居室にいた乙が机を押し倒してきたため、反撃として、同机を乙に向けて押し返した。これにより、乙は転倒し、左手中指の腱を断裂した。乙は、机の下敷きになっており、直ちに強い攻撃はできなかったが、体勢を立て直せば間もなく攻撃を再開できる状況であった。甲は、引き続き、防衛の意思で、必要な限度を超えて、乙の顔面を殴ったが、これにより乙に怪我は生じなかった。

II. 甲は、乙からいきなり殴られ、更に攻撃を加えられそうになったので、反撃として、乙の顔面を殴った。乙は転倒して頭部を地面に打ち付け、意識を失って動かなくなったが、腹が立っていた甲は、引き続き、専ら攻撃の意思で、倒れている乙の胸部を蹴り付け、肋骨骨折を負わせた。その後、乙は、頭部を地面に打ち付けた際に生じた脳内出血が原因で死亡した。

【会話】

学生A. Iの事例で、甲が机を押し返した行為は、急迫不正の侵害に対する反撃だけど、その行為と乙の顔面を殴った行為との関係は、どのように考えるべきだろうか。

学生B. その点は、時間的・場所的な関係や甲の主観面等に照らし、①（a. 別個の行為、b. 一連一体の行為）と捉えるべきだろう。

学生A. そうすると、甲には、どのような犯罪が成立するだろうか。

学生B. 甲には、②（c. 過剰防衛としての傷害罪が成立する・d. 暴行罪のみが成立する）だろう。

学生A. IIの事例でも、甲が乙の顔面を殴った行為は、急迫不正の侵害に対する反撃であることに変わりないよね。甲には、どのような犯罪が成立するだろうか。

学生B. 乙が意識を失って動かなくなっているのに、専ら攻撃の意思で蹴り付けているのだから、顔面を殴る行為と胸部を蹴り付ける行為の間には断絶があると思う。甲には、③（e. 過剰防衛としての傷害致死罪が成立する・f. 傷害罪のみが成立する）という結論が妥当だろう。

学生A. IIの事例で、B君のように、両暴行の間に断絶があると解すると、④（g. 違法性が否定されるべき行為が遡って違法と評価されることになる・h. 専ら攻撃の意思で胸部を蹴り付けた場合の方が、防衛の意思で胸部を蹴り付けた場合より軽い罪が成立する）という問題が生じるのではないか。

学生B. その点は、量刑上考慮すれば足りるという説明が可能なのではないか。

1. ①a ~~②e~~ 2. ①b ~~④g~~ 3. ②d ~~③e~~ 4. ②c ~~④g~~ 5. ~~③f~~ ④h

正当防衛（刑法第36条第1項）に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものを2個選びなさい。

1. 刑法第36条第1項における「急迫」というには、法益の侵害が現に存在していることを要する。
2. 刑法第36条第1項における「やむを得ずにした行為」というには、反撃行為が権利を防衛する手段として必要最小限度のものであること、すなわち侵害に対する防衛手段として相当性を有するものであることを要する。
3. 急迫不正の侵害がないのにあると誤信して、防衛の意思で反撃行為を行った場合でも、正当防衛が成立し得る。
4. 刑法第36条第1項にいう「権利」は、個人的法益に限られ、国家的・社会的法益は、これに含まれない。
5. 刑法第36条第1項における「不正の侵害」というには、可罰的な行為であることを要しない。

正当防衛（刑法第36条第1項）に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものを2個選びなさい。

- X 1. 刑法第36条第1項における「急迫」というには、法益の侵害が現に存在していることを要する。
- O 2. 刑法第36条第1項における「やむを得ずにした行為」というには、反撃行為が権利を防衛する手段として必要最小限度のものであること、すなわち侵害に対する防衛手段として相当性を有するものであることを要する。
- X 3. 急迫不正の侵害がないのにあると誤信して、防衛の意思で反撃行為を行った場合でも、正当防衛が成立し得る。
- X 4. 刑法第36条第1項にいう「権利」は、個人的法益に限られ、国家的・社会的法益は、これに含まれない。
- O 5. 刑法第36条第1項における「不正の侵害」というには、可罰的な行為であることを要しない。

緊急避難（刑法第37条第1項）に関する次の【記述】の中の①から⑥までの（ ）内に、後記アからスまでの【語句群】から適切な語句を入れた場合、（ ）内に入るものの組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。なお、①から⑥までの（ ）内にはそれぞれ異なる語句が入る。

【記述】

緊急避難を（①）と解する見解によれば、その不処罰の根拠は、切迫した心理状態のために適法な行為を期待し得ないことに求められる。この見解によれば、緊急避難によって侵害を転嫁される第三者は緊急避難行為に対して（②）で対抗できることになる。この見解に対しては、刑法第37条第1項が（③）を守るための緊急避難を認めていることと整合しないという批判がある。他方、緊急避難を（④）と解する見解によれば、その不処罰の根拠は、法益が衝突する状況下で被侵害法益と同等以上の法益を保全する行為は社会全体の利益を（⑤）させるものではないことに求められる。また、この見解に立つと、緊急避難行為に対して（②）で対抗することを認めるのは困難である。さらに、緊急避難を基本的には（④）と解しつつ、保全法益と被侵害法益がいずれも生命である場合には、（①）であると解する見解もある。この見解は、自己又は第三者の生命に対する危難を避けるために無関係の第三者の生命を犠牲にする行為を（⑥）と評価するのは不当であるという考え方に基づくものである。

【語句群】

ア．違法性阻却事由 イ．責任阻却事由 ウ．個人的法益 エ．社会的法益
オ．他人の法益 カ．自己の法益 キ．増加 ク．減少 ケ．正当行為
コ．正当防衛 サ．緊急避難 シ．違法 ス．違法でない

1. ①ア ③ウ ⑤ク
2. ①イ ③エ ⑤キ
3. ②ケ ④ア ⑥ス
4. ②コ ⑤ク ⑥ス
5. ③オ ④ア ⑥シ

緊急避難（刑法第37条第1項）に関する次の【記述】の中の①から⑥までの（ ）内に、後記アからスまでの【語句群】から適切な語句を入れた場合、（ ）内に入るものの組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。なお、①から⑥までの（ ）内にはそれぞれ異なる語句が入る。

【記述】

緊急避難を（①）と解する見解によれば、その不処罰の根拠は、切迫した心理状態のために適法な行為を期待し得ないことに求められる。この見解によれば、緊急避難によって侵害を転嫁される第三者は緊急避難行為に対して（②）で対抗できることになる。この見解に対しては、刑法第37条第1項が（③）を守るための緊急避難を認めていることと整合しないという批判がある。他方、緊急避難を（④）と解する見解によれば、その不処罰の根拠は、法益が衝突する状況下で被侵害法益と同等以上の法益を保全する行為は社会全体の利益を（⑤）させるものではないことに求められる。また、この見解に立つと、緊急避難行為に対して（②）で対抗することを認めるのは困難である。さらに、緊急避難を基本的には（④）と解しつつ、保全法益と被侵害法益がいずれも生命である場合には、（①）であると解する見解もある。この見解は、自己又は第三者の生命に対する危難を避けるために無関係の第三者の生命を犠牲にする行為を（⑥）と評価するのは不当であるという考え方に基づくものである。

【語句群】

ア. 違法性阻却事由 イ. 責任阻却事由 ウ. 個人的法益 エ. 社会的法益
オ. 他人の法益 カ. 自己の法益 キ. 増加 ク. 減少 ケ. 正当行為
コ. 正当防衛 サ. 緊急避難 シ. 違法 ス. 違法でない

1. ①ア ③ウ ⑤ク
2. ①イ ③エ ⑤キ
3. ②ケ ④ア ⑥ス
4. ②コ ⑤ク ⑥ス
5. ③オ ④ア ⑥シ

正当防衛及び緊急避難に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討し、正しいものを2個選びなさい。

1. 正当防衛は、法益の侵害が現に存在している場合のほか、法益の侵害が間近に差し迫っている場合にも成立する余地があるが、緊急避難は、危難が間近に差し迫っている場合に成立する余地はない。
2. 正当防衛が成立するためには、防衛行為が侵害に対する防衛手段として相当性を有するものであることを要するから、防衛行為によって生じた害が避けようとした害の程度を超えた場合に正当防衛が成立する余地はない。
3. 正当防衛が成立する行為を避けるために相手方又は第三者の法益を侵害した場合、緊急避難が成立する余地があるが、正当防衛が成立する余地はない。
4. 過剰避難について、その刑を減軽も免除もしないことはできるが、過剰防衛については、その刑を減軽又は免除しなければならない。
5. 自然現象によって生じた法益侵害を避けるために第三者の法益を侵害した場合、緊急避難が成立する余地があるが、正当防衛が成立する余地はない。

正当防衛及び緊急避難に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討し、正しいものを2個選びなさい。

1. 正当防衛は、法益の侵害が現に存在している場合のほか、法益の侵害が間近に差し迫っている場合にも成立する余地があるが、緊急避難は、危険が間近に差し迫っている場合に成立する余地はない。

2. 正当防衛が成立するためには、防衛行為が侵害に対する防衛手段として相当性を有するものであることを要するから、防衛行為によって生じた害が避けようとした害の程度を超えた場合に正当防衛が成立する余地はない。

3. 正当防衛が成立する行為を避けるために相手方又は第三者の法益を侵害した場合、緊急避難が成立する余地があるが、正当防衛が成立する余地はない。

4. 過剰避難について、その刑を減軽も免除もしないことはできるが、過剰防衛については、その刑を減軽又は免除しなければならない。

5. 自然現象によって生じた法益侵害を避けるために第三者の法益を侵害した場合、緊急避難が成立する余地があるが、正当防衛が成立する余地はない。

緊急避難に関する次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討した場合、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア．国家的法益に対する現在の危難を避けるためにした行為については、緊急避難が成立することはない。

イ．現在の危難の発生原因は人の行為に限られず、自然災害や動物による危害も含まれる。

ウ．「やむを得ずにした行為」とは、その避難行為をする以外には現在の危難を避けるための他の方法がなく、その避難行為に出たことが条理上肯定できる場合をいう。

エ．現在の危難を避けるためにした行為によって生じた害が、避けようとした害の程度を超えた場合、当該行為をした者の刑を免除することはできない。

オ．緊急避難が違法性阻却事由であると考えた場合、緊急避難と認められる行為に対して正当防衛が成立することはない。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. ウオ 5. エオ

X 緊急避難に関する次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討した場合、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

X ア. 国家的法益に対する現在の危難を避けるためにした行為については、緊急避難が成立することはない。

○ イ. 現在の危難の発生原因は人の行為に限られず、自然災害や動物による危害も含まれる。

○ ウ. 「やむを得ずにした行為」とは、その避難行為をする以外には現在の危難を避けるための他の方法がなく、その避難行為に出たことが条理上肯定できる場合をいう。

X エ. 現在の危難を避けるためにした行為によって生じた害が、避けようとした害の程度を超えた場合、当該行為をした者の刑を免除することはできない。

○ オ. 緊急避難が違法性阻却事由であると考えた場合、緊急避難と認められる行為に対して正当防衛が成立することはない。

1. アウ 2. アエ 3. ~~イエ~~ 4. ウオ 5. エオ

次の【事例】及び各【見解】に関する後記1から5までの各【記述】のうち、誤っているものはどれか。

【事例】

甲は、乙から裁判の証人として請求されてX裁判所から呼出しを受けたところ、証人尋問期日の3日前にその不出頭を懸念した乙から「俺が裁判所まで連れて行くから、証人尋問の日までここにいろ。」と言われ、見張りを付けられてマンションの一室に監禁された。甲は、自己の生命身体に対する危険は感じなかったものの、証人として出廷したくないと思い、同室に放火して騒ぎを起こし、見張りの者が消火に当たっている隙に逃亡しようと考え、同室の壁等に灯油をまいて放火し、同室の一部及びその上階の第三者が住む部屋の一部を焼損させた。

【見解】

A説：当該避難行為が「やむを得ずにした行為」でなければ緊急避難は認められないが、当該行為が危難を避けるための一つの方法と認められれば、法益権衡の要件を欠いても過剰避難が成立する。

B説：当該避難行為が「やむを得ずにした行為」でなければ緊急避難は認められないが、「やむを得ずにした行為」でなくとも法益権衡の要件を充たしていれば過剰避難が成立し、また、「やむを得ずにした行為」であって、法益権衡の要件を欠く場合にも過剰避難が成立する。

C説：当該避難行為が「やむを得ずにした行為」でなければ緊急避難、過剰避難とも認められず、過剰避難は、「やむを得ずにした行為」であって、かつ、法益権衡の要件を欠く場合に成立する。

【記述】

1. 【事例】に、更に「事件当時、部屋の窓から逃走するなどして脱出することは可能であった」との事情がある場合、A説からは甲に過剰避難が成立することになる。
2. 【事例】に、更に「事件当時、甲が部屋から脱出する手段はほかになかった」との事情がある場合、B説からは甲に過剰避難が成立することになる。
3. 【事例】に、更に「事件当時、部屋の窓から逃走するなどして脱出することは可能であった」との事情がある場合、C説からは甲に過剰避難が成立することになる。
4. 【事例】に、更に「事件当時、部屋の窓から逃走するなどして脱出することは可能であった」との事情がある場合、B説からは甲には緊急避難の成立も過剰避難の成立も認められない。
5. 【事例】に、更に「事件当時、甲が部屋から脱出する手段はほかになかった」との事情がある場合、C説からは甲に過剰避難が成立することになる。

次の【事例】及び各【見解】に関する後記1から5までの各【記述】のうち、誤っているものはどれか。

【事例】

甲は、乙から裁判の証人として請求されてX裁判所から呼出しを受けたところ、証人尋問期日の3日前にその不出頭を懸念した乙から「俺が裁判所まで連れて行くから、証人尋問の日までここにいろ。」と言われ、見張りを付けられてマンションの一室に監禁された。甲は、自己の生命身体に対する危険は感じなかったものの、証人として出廷したくないと思い、同室に放火して騒ぎを起し、見張りの者が消火に当たっている隙に逃亡しようと考え、同室の壁等に灯油をまいて放火し、同室の一部及びその上階の第三者が住む部屋の一部を焼損させた。

【見解】

A説：当該避難行為が「やむを得ずにした行為」でなければ緊急避難は認められないが、当該行為が危険を避けるための一つの方法と認められれば、法益権衡の要件を欠いても過剰避難が成立する。

B説：当該避難行為が「やむを得ずにした行為」でなければ緊急避難は認められないが、「やむを得ずにした行為」でなくとも法益権衡の要件を充たしていれば過剰避難が成立し、また、「やむを得ずにした行為」であって、法益権衡の要件を欠く場合にも過剰避難が成立する。

C説：当該避難行為が「やむを得ずにした行為」でなければ緊急避難、過剰避難とも認められず、過剰避難は、「やむを得ずにした行為」であって、かつ、法益権衡の要件を欠く場合に成立する。

【記述】

1. 【事例】に、更に「事件当時、部屋の窓から逃走するなどして脱出することは可能であった」との事情がある場合、A説からは甲に過剰避難が成立することになる。

2. 【事例】に、更に「事件当時、甲が部屋から脱出する手段はほかになかった」との事情がある場合、B説からは甲に過剰避難が成立することになる。

3. 【事例】に、更に「事件当時、部屋の窓から逃走するなどして脱出することは可能であった」との事情がある場合、C説からは甲に過剰避難が成立することになる。

4. 【事例】に、更に「事件当時、部屋の窓から逃走するなどして脱出することは可能であった」との事情がある場合、B説からは甲には緊急避難の成立も過剰避難の成立も認められない。

5. 【事例】に、更に「事件当時、甲が部屋から脱出する手段はほかになかった」との事情がある場合、C説からは甲に過剰避難が成立することになる。

学生A, B及びCは, 次の【事例】における甲の罪責について, 後記【会話】のとおり検討している。【会話】中の①から⑤までの()内から適切な語句を選んだ場合, 正しいものの組合せは, 後記1から5までのうちどれか。

【事例】

甲は, 乙が甲に向けて拳銃を発射してきたので, 防衛のため, 殺意をもって, 携帯していた拳銃を乙に向けて発射した。その弾丸は, 乙に当たり乙を死亡させるとともに, 乙を貫通して, たまたま乙のそばを通り掛かった丙にも当たって丙を死亡させた。

【会話】

学生A. 私は, 甲の行為は, 乙に対する殺人既遂罪と丙に対する殺人既遂罪の構成要件に該当すると考えます。そして, 乙に対する行為については, 正当防衛が成立すると考えます。これを前提として丙に対する行為について検討しましょう。私は, ①(a. 正当防衛・b. 緊急避難)が成立すると考えます。

学生B. 私は, Aさんの見解に反対です。この事例のように, 防衛行為によって攻撃者以外の第三者の法益を侵害した場合, 第三者との関係は, 「正対不正」の関係とはいえないと考えるからです。私は, 丙に対する行為については, ②(c. 正当防衛・d. 緊急避難)が成立すると考えます。

学生A. 私は, ②(c. 正当防衛・d. 緊急避難)が成立するためには, 当該第三者の法益を侵害したことによって初めて現在の危難を避けることができたという関係が必要だと考えるので, Bさんの見解には反対です。Cさんは, どう考えますか。

学生C. 甲は, 主観的には③(e. 正当防衛・f. 緊急避難)と認識して拳銃を発射し, 丙に死亡の結果が発生しているので, 丙に対する行為については, ④(g. 誤想防衛・h. 誤想避難)であると考えます。そして, ④(g. 誤想防衛・h. 誤想避難)についての判例の立場によれば, ⑤(i. 違法性・j. 故意)が阻却されると考えます。

1. ①a ②d ③e ④g ⑤j
2. ①b ②c ③f ④h ⑤i
3. ①a ②d ③f ④h ⑤j
4. ①b ②c ③e ④h ⑤j
5. ①a ②d ③e ④g ⑤i

学生A、B及びCは、次の【事例】における甲の罪責について、後記【会話】のとおり検討している。【会話】中の①から⑤までの（ ）内から適切な語句を選んだ場合、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

【事例】

甲は、乙が甲に向けて拳銃を発射してきたので、防衛のため、殺意をもって、携帯していた拳銃を乙に向けて発射した。その弾丸は、乙に当たり乙を死亡させるとともに、乙を貫通して、たまたま乙のそばを通り掛かった丙にも当たって丙を死亡させた。

【会話】

学生A、私は、甲の行為は、乙に対する殺人既遂罪と丙に対する殺人既遂罪の構成要件に該当すると思います。そして、乙に対する行為については、正当防衛が成立すると思います。これを前提として丙に対する行為について検討しましょう。私は、① (a) 正当防衛・b. 緊急避難) が成立すると思います。

学生B、私は、Aさんの見解に反対です。この事例のように、防衛行為によって攻撃者以外の第三者の法益を侵害した場合、第三者との関係は、「正対不正」の関係とはいえないと考えるからです。私は、丙に対する行為については、② (c. 正当防衛・d. 緊急避難) が成立すると思います。

学生A、私は、② (c. 正当防衛 d. 緊急避難) が成立するためには、当該第三者の法益を侵害したことによって初めて現在の危難を避けることができたという関係が必要だと考えるので、Bさんの見解には反対です。Cさんは、どう考えますか。

学生C、甲は、主観的には③ (e. 正当防衛・f. 緊急避難) と認識して拳銃を発射し、丙に死亡の結果が発生しているので、丙に対する行為については、④ (g. 誤想防衛・h. 誤想避難) であると思います。そして、④ (g. 誤想防衛・h. 誤想避難) についての判例の立場によれば、⑤ (i. 違法性・j. 故意) が阻却されると考えます。

1. ① a ② d ③ e ④ g ⑤ j
2. ① b ② c ③ f ④ h ⑤ i
3. ① a ② d ③ f ④ h ⑤ j
4. ① b ② c ③ e ④ h ⑤ j
5. ① a ② d ③ e ④ g ⑤ i